碧南市介護予防・生活支援サービス事業について

平成28年9月6日 碧南市健康推進部高齢介護課

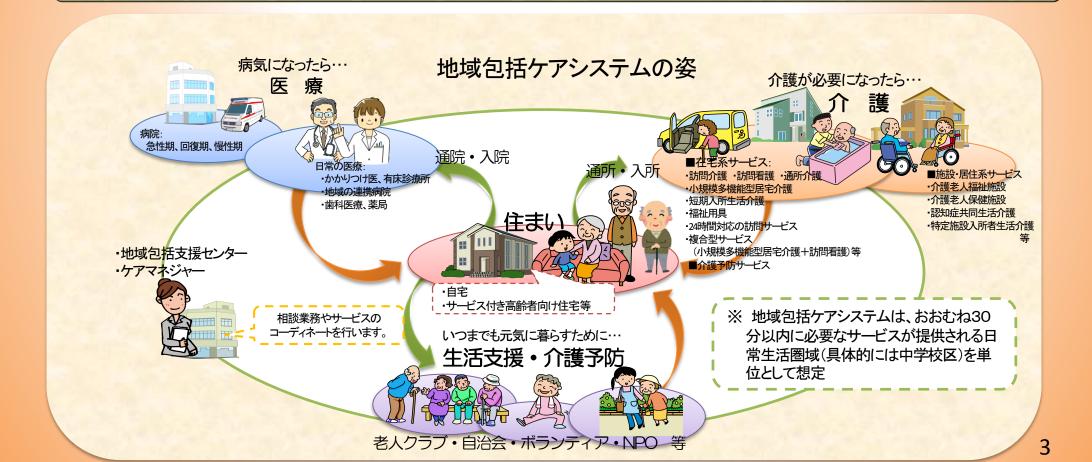
本日の内容

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の方針等について
- 2 碧南市の介護予防・生活支援サービス事業(訪問型・ 通所型サービス)について

3 指定事業者の募集について

地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。

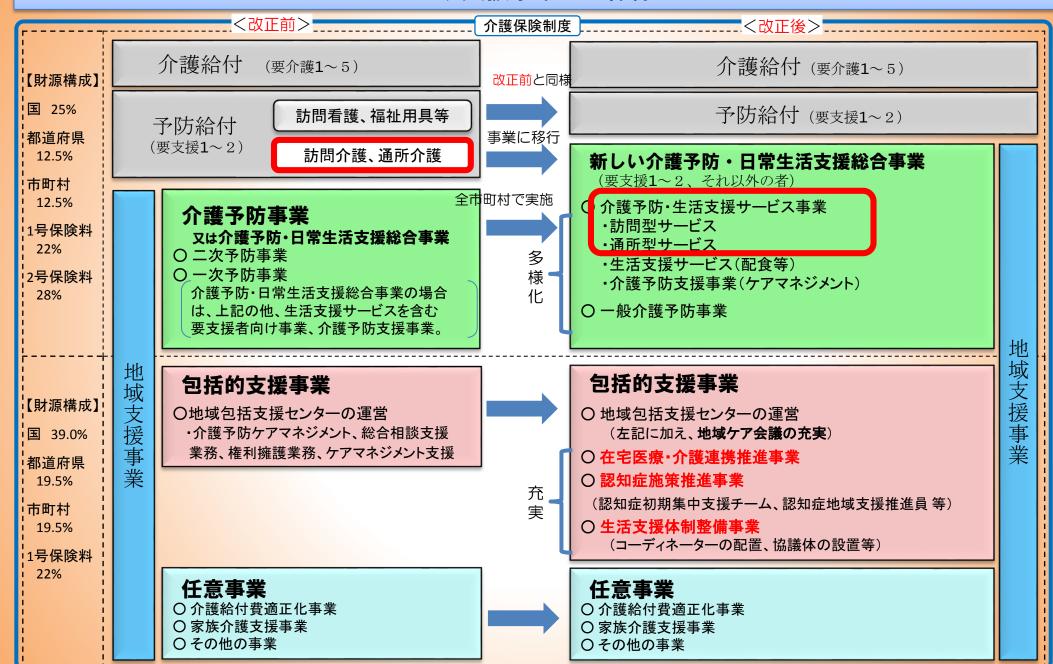


介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨

市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制作りを推進し要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

→住み慣れた地域で自分らしい暮ら しが続けれるように支援

地域支援事業の全体像



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

・現行の訪問・①訪問介護 訪問型サービス 介護相当 ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) (第1号訪問事業) ③訪問型サービスB(住民主体による支援) 多様な ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス) サービス ⑤訪問型サービスD(移動支援) ・現行の通所 ①通所介護 介護予防・生活 诵所型サービス 介護相当 ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) 支援サービス (第1号通所事業) 事業 ③通所型サービスB(住民主体による支援) 多様な サービス ④通所型サービスC(短期集中予防サービス) 介護予防: (従来の要支援者) 日常生活 ①栄養改善の目的とした配食 *要支援認定を受け その他の生活支援サービス 支援総合 た者(要支援者) ②住民ボランティア等が行う見守り (第1号生活支援事業) 事業 基本チェックリスト ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる (新しい 該当者(介護予防・ 自立支援に資する生活支援(訪問型サービ 総合事業) 生活支援サービス ス・通所型サービスの一体的提供等) 介護予防ケアマネジメント 対象事業者) ※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を (第1号介護予防支援事業) 踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。 ①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 一般介護予防事業 ③地域介護予防活動支援事業 ・第1号被保険者の全ての者 4一般介護予防事業評価事業 その支援のための活動に ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

関わる者

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- ○予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が<u>地域の実情に応じた取組</u>ができる介護保険制度の<u>地域支援事業</u>へ移 行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- ○既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

予防給付

(全国一律の基準)

訪問介護

移行

地域支援事業

既存の訪問介護事業所による身体介護・生 活援助の訪問介護

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の 生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

移行

通所介護

既存の通所介護事業所による機能訓練等 の通所介護

NPO、民間事業者等によるミニディサービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与 する教室

介護予防・生活支援の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

専門的なサービスを必要とする人に は専門的サービスの提供 (専門サービスにふさわしい単価)

・多様な担い手による多様なサービス (多様な単価、住民主体による低廉な 単価の設定、単価が低い場合には 利用料も低減)

- ・支援する側とされる側という画ー的 な関係性ではなく、サービスを利用 しながら地域とのつながりを維持で きる
- 能力に応じた柔軟な支援により、 介護サービスからの自立意欲が向上

サービスの充実

多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保



同時に実現

費用の効率化

- ・住民主体のサービ ス利用の拡充
- ・認定に至らない高齢者の増加
- 重度化予防の推進

サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

1訪問型サービス

- ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サ ー ビス 種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス 内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活支 援
対象者と サービス提 供の考え方	〇既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース 〇以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	〇状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた 支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向 けた支援が必要な ケース ※3~6ケ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サ ー ビス 提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

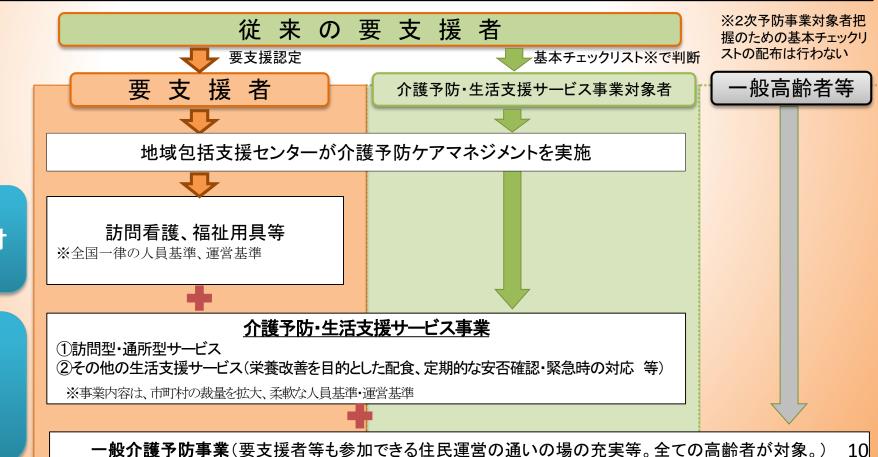
基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サ ー ビス 種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改 善等のプログラム
対象者と サービス提 供の考え方	〇既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース 〇「多様なサービス」の利用が難しいケース 〇集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うこと で改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくこ とが重要。	〇状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等※3~6ケ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防給付

総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 - ①要支援認定を受けた者
 - ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービ ス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など 日常生活上の支援を提供
その他の生活 支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配 食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケア マネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス 等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及び その支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事 業	収集した情報等の活用により、閉じこ もり等の何らかの支援を要する者を把 握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓 発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活 動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支 援を行う
一般介護予防事 業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の 達成状況等を検証し、一般介護予防 事業の評価を行う
地域リハビリテー ション活動支援事 業	介護予防の取組を機能強化するため、 通所、訪問、地域ケア会議、住民主体 の通いの場等へのリハビリ専門職等 による助言等を実施

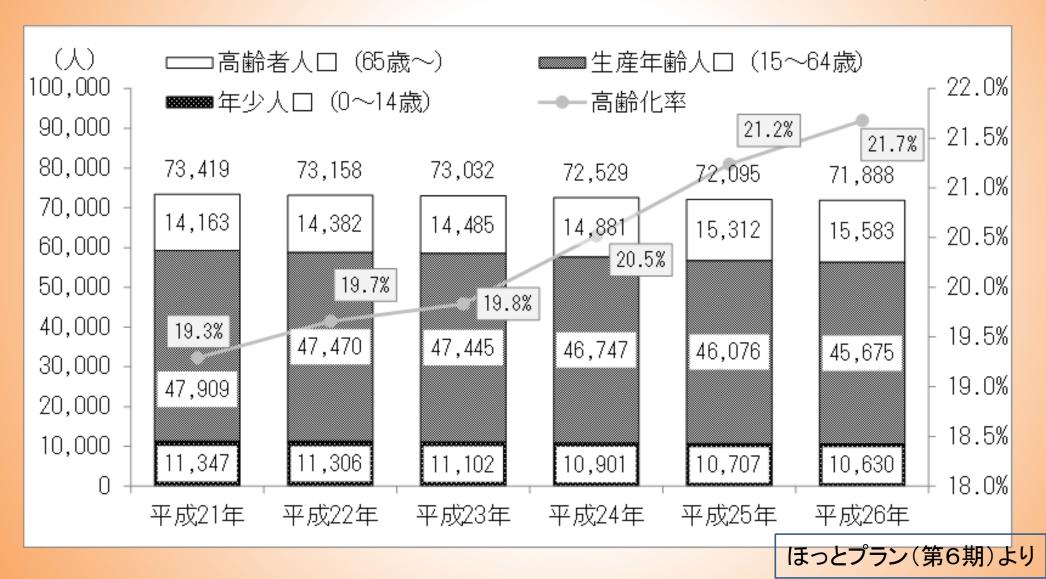
第6期碧南市高齢者ほっとプラン

目標:高齢者の元気と在宅生活をみんなで支えるまちづくり

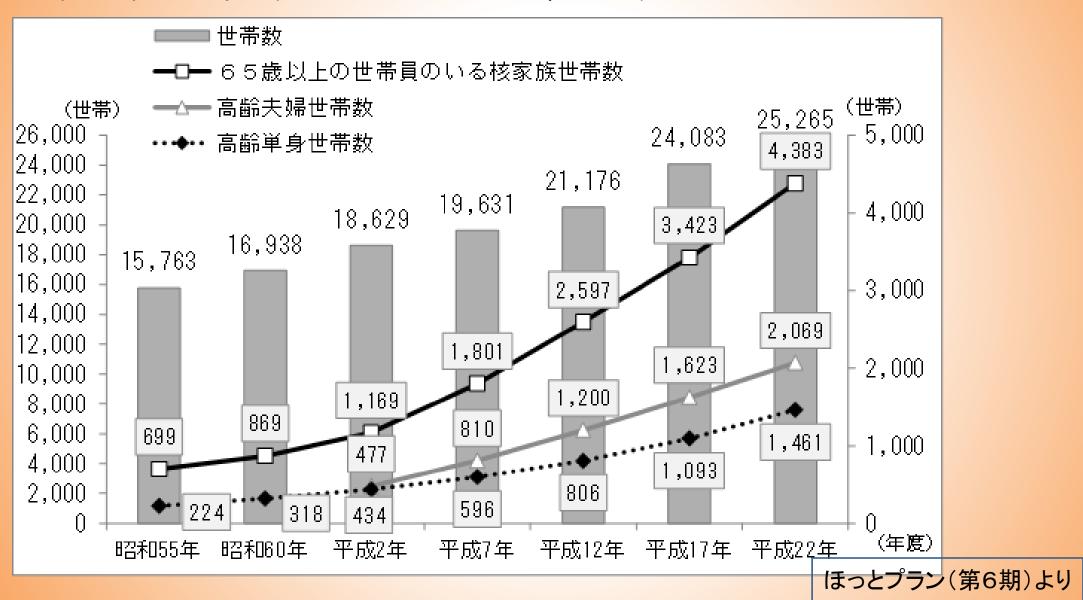
重点取り組み分野

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 4高齢者の居住安定に係る施策との連携

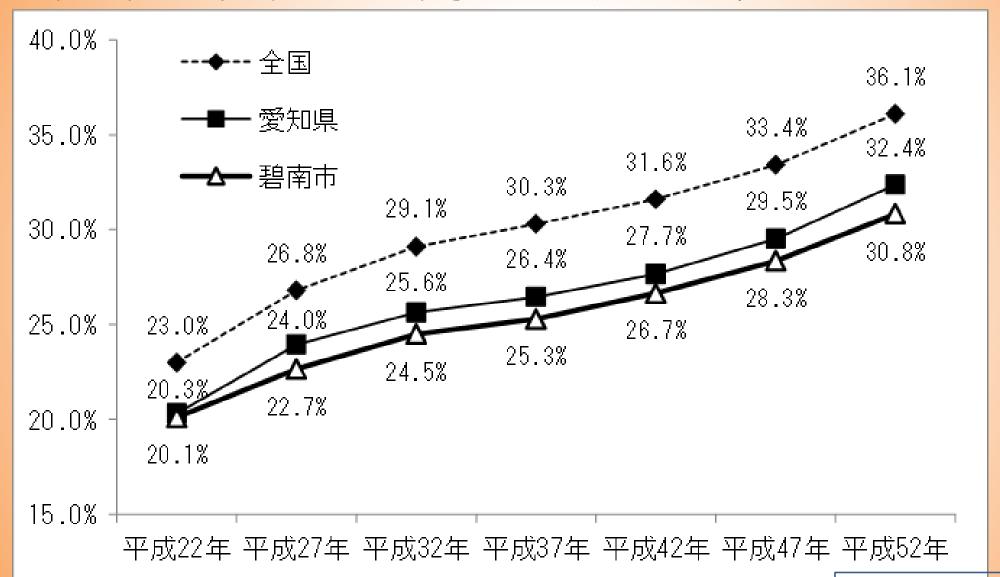
年齢3区分別人口の推移



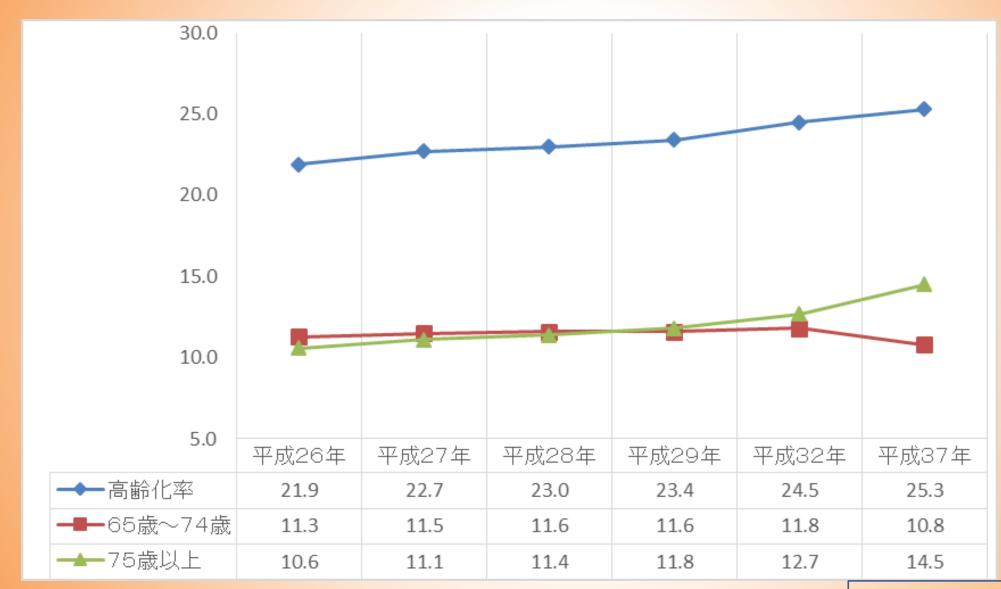
世帯の状況



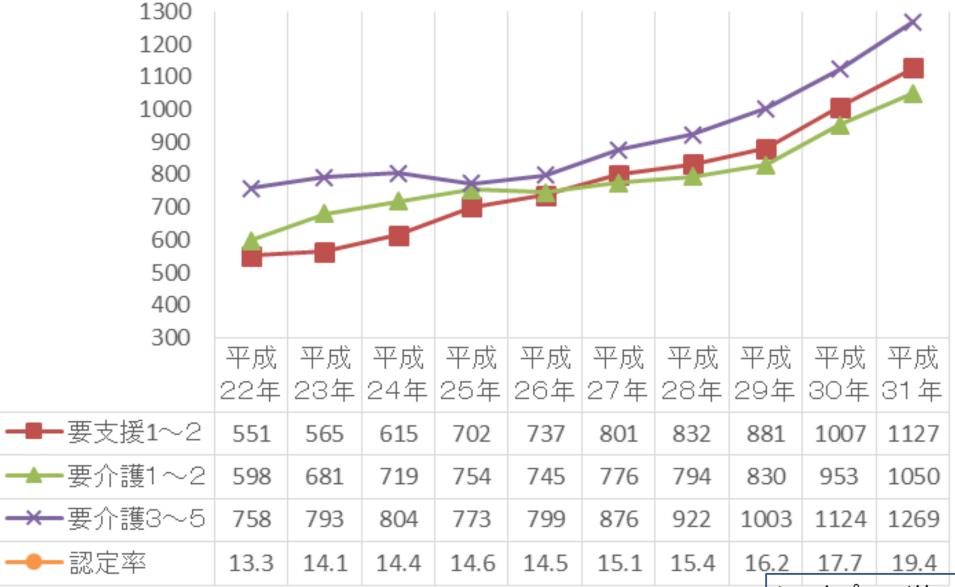
高齢化率の推移



高齢化率の推移



碧南市の現状要介護認定者の状況



平成28年3月の状況

28年3月末	要支援(件数)	全体(件数)	要支援割合
要支援認定者	763	2,453	31.1
要支援1	325		
要支援2	438		
要介護1	433		
要介護2	416		
要介護3	372		
要介護4	313		
要介護5	156		
介護予防支援数	521	1,605	32.5
要支援1	192	(要支援)支援を受	きけている割合
要支援2	329		68.3
要介護1	333	(要介護)介護支援	を受けている割合
要介護2	331		64.1
要介護3	223		
要介護4	128		
要介護5	69		

平成28年3月の状況

28年3月末	要支援(件数)	全体(件数)	要支援割合
要支援認定者の居宅サービス利用	1,444	5,190	27.8
訪問介護	85	373	22.8
訪問入浴	1	41	2.4
訪問看護	27	191	14.1
訪問リハ	2	27	7.4
居宅療養管理指導	12	136	8.8
通所介護	220	854	25.8
通所リハ	111	385	28.8
短期入所生活介護	2	112	1.8
短期入所療養介護	1	92	1.1
福祉用具貸与	243	899	27.0
福祉用具購入(年間)	139	307	45.3
住宅改修(年間)	100	216	46.3
特定施設入居者生活介護	5	32	15.6
介護予防支援・居宅介護支援	496	1,525	32.5
定期巡回•随時対応型訪問介護看護	0	1	0.0
小規模多機能型居宅介護	2	23	8.7
認知症対応型共同生活介護	0	54	0.0

ケアプランの分析

平成27年1月 介護予防ケアプランの分析



<分析対象者>

サービスの組み合わせ	人数(%)	
訪問介護のみ	40	(54.8)
訪問介護+福祉用具	10	(13.7)
訪問介護+通所介護	12	(16.4)
訪問介護+通所介護+福祉用具	11	(15.1)
合計	73	

ケアプランの分析

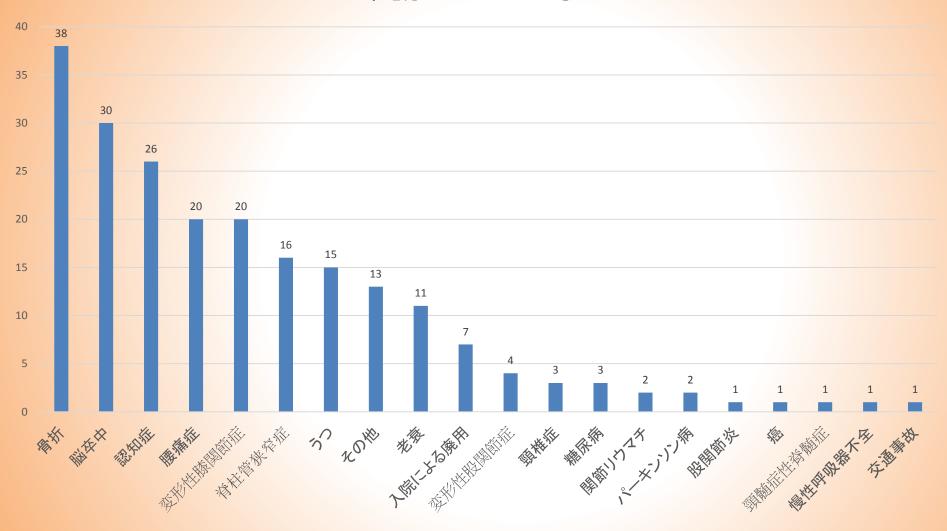
平成27年1月 介護予防ケアプランの分析

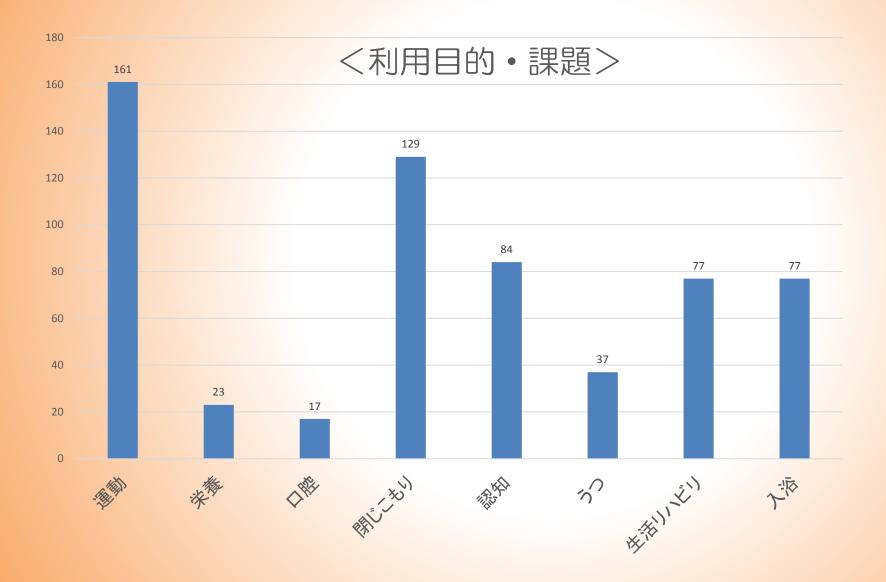
<分析対象者>

	人数	(%)
通所介護のみ	127	(59. 1)
通所介護+福祉用具	65	(30. 2)
通所介護+訪問介護	12	(5. 6)
通所介護+訪問介護 +福祉用具	11	(5. 1)
計	215	

	要支援1	要支援2	総計	(%)
男	25	29	54	(25. 1)
女	63	98	161	(74. 9)
計	88	127	215	

く申請に至った原因>

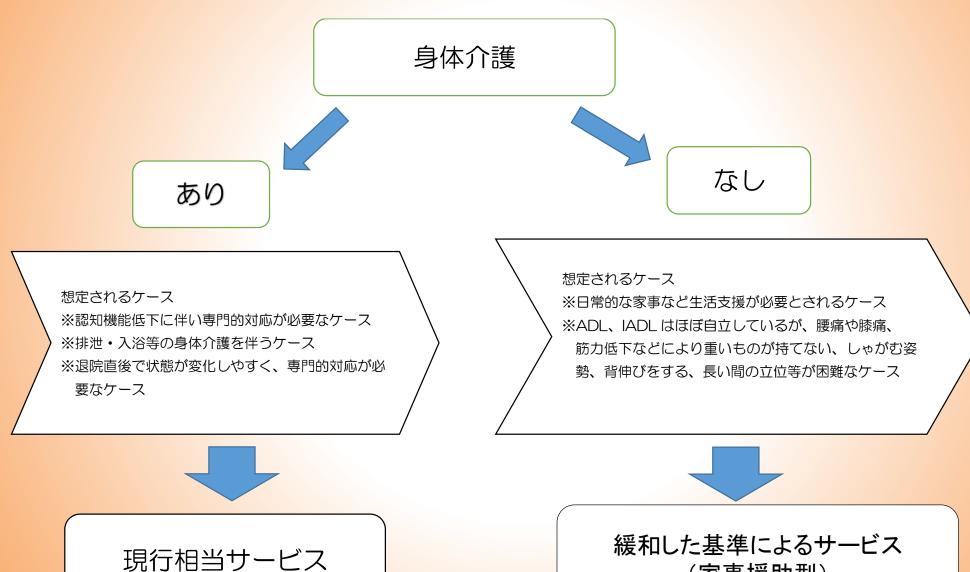




本日の内容

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の方針等について
- 2 碧南市の介護予防・生活支援サービス事業(訪問型・ 通所型サービス)について
- 3 指定事業者の募集について

【訪問型サービスの選択フロー】



(家事援助型)

【通所型サービスの選択フロー】



目的・課題別の判断



専門的なケアが必要

【想定されるケース】 専門的なケアが必要で、生活機能(運動器・口腔・栄養)の向上の訓練により維持・改善が見込まれるケースまた、介護負担軽減等が必要なケース

運動機能の向上を目指す場合

【想定されるケース】 運動器を中心に生活機能のリスクがある方で、集中的(6ヶ月程度)に運動器向上プログラムに参加することで生活機能の維持・向上が見込まれるケース

閉じこもり予防(入浴の必要のない場合)

【想定されるケース】 閉じこもりがち・軽度認 知症のある方等で、継続 的にアクティビティ等に 参加することで状態が維 持できると見込まれる ケース



現行相当のサービス



緩和した基準によるサービス 【運動器中心型】 ※会食・入浴なし



緩和した基準によるサービス 【ミニデイ型】 ※会食あり ※入浴なし

サービス事業の対象者

①平成29年4月以降に新規・区分変更・更新の申請により要支援認定を受けた方(認定の有効期間の開始日が平成29年4月以降の要支援者)

②平成29年4月以降に「基本チェックリスト」により事業対象者と判断された方

介護予防・生活支援サービス事業 指定事業者募集要項をご覧ください。

本日の内容

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の方針等について
- 2 碧南市の介護予防・生活支援サービス事業(訪問型・ 通所型サービス)について

3 指定事業者の募集について

総合事業の開始時期について

- ・ 碧南市の総合事業の開始は平成29年4月1日
- ・ 平成29年4月1日以降、新規の利用者および認定の更新時に、 全ての介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、それぞれ訪 問型サービスと通所型サービスに移行
- 1年間かけて順次、総合事業へ移行

介護予防訪問介護 → 訪問型サービス → ①訪問介護(現行相当のサービス) → ②家事援助型訪問サービス(緩和した基準によるサービス)

<u>介護予防通所介護 → 通所型サービス → ①通所介護(現行相当のサービス)</u>

- → ②運動器中心型通所サービス(緩和した基準によるサービス)
- → ③ミニデイ型通所サービス(緩和した基準によるサービス)

事業者の指定について

種別	提供するサービス	必要な事業所指定	指定権者 (指定申請等提出先)
	訪問(通所)介護	指定訪問(通所)介護事業所の指定	愛知県
介護給付	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業所の指定	碧南市
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防訪問(通所)介護の指定	愛知県 ※指定期間 平成30年3月31日まで
		総合事業における現行の介護予 <mark>防訪問(通</mark> 所)介護相当のサービス事業所の指定 ※みなし指定制度あり	碧南市
	<mark>訪問(通所)型サービス</mark> (緩和した基準によるサービス)	総合事業における訪問(通所)型サービス としての事業所の指定	碧南市

現行相当サービスの事業所の指定について パターン1

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指 定を受けていた事業者

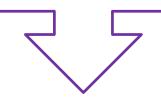
平成27年4月1日に碧南市から現行相当サービスの指定を受けたものとみなされています。(みなし指定)

指定の有効期間は平成30年3月31日までです。

みなし指定は県内全市町村に効力が及びます。

現行相当サービスの事業所の指定について パターン2

平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防訪問介護·介護予防通所介護の指定を受けた事業者



平成27年4月以降に指定された事業者についてはパターン1の「みなし指定」の対象にはなりません。

碧南市に申請し、それぞれ現行相当の訪問介護、現行相当の通所介護の指定を受ける必要があります。

緩和した基準によるサービスの事業所の指定について

緩和した基準によるサービス事業を新たに行う場合

現行相当のサービスとは別の事業所扱いとなるため、新規に碧南市の指定が必要となります。

サービス提供には「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要

注意!!

現在の介護予防訪問(通所)介護の提供に係る契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に関する事項であるので総合事業には適用されません。

その他

- 1 総合事業に係る事業所指定は碧南市が指定権者であることから、碧南市の被保険者及び碧南市に住民票のある住所地特例者のみに有効です。
- 2 碧南市の被保険者へのサービス提供には碧南市の指定が必要となります。碧南市に所在する事業所が碧南市以外の事業対象者に対して総合事業のサービスを提供する場合にはそれぞれの市町村から事業所指定を受ける必要があります。
- 3 今回示したサービスは給付管理の対象となります。 事業対象者の支給限度額は「要支援1」の額とします。
- 4 報酬の請求については従来どおり国保連経由で行います。現行と変わりませんが、総合事業のサービスコードを後日示します。

サービスの利用開始は、これまでと同様、地域包括 支援センターのケアマネジメントに基づき、自立支援 の観点からその人を支えるためにふさわしいサービス の利用をすすめます。

総合事業開始までの今後の予定

質問受付

事業者の募集開始(一次)

※その後随時、受け付けます。

指定事業者の登録申請開始

9月 9日(金)まで

9月12日(月)~9月30日(金)

12月初旬